

# 大田市公衆無線LAN利用規約

## (目的)

第1条 この規約は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るために、大田市（以下「市」という。）が開設した無線によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

## (利用場所及び利用時間)

第2条 本サービスの利用場所及び利用時間は別表に定める。ただし、利用時間は災害発生時やイベント等の実施により、変更する場合がある。

## (本サービスの利用)

第3条 本サービスの利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ等無線LAN（Wi-Fi）機能を搭載した端末
- (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源

2 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

3 本サービスに接続する端末のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

## (利用の条件)

第4条 利用者は、前条に従い本サービスに接続後表示したWebブラウザに必要事項を入力し、利用者登録を行うものとする。

- 2 利用者登録により接続環境が成立した場合は、この利用規約に合意したものとする。
- 3 利用者は、本規約の他に本サービスを提供する通信事業者等が定める規約等がある場合は、当該規約等に同意しなければならない。
- 4 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

## (利用者資格の停止・取消)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほかこの規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と市が判断した場合

## (禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為

- (3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為
  - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
  - (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
  - (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
  - (8) 認証情報を不正に使用する行為
  - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

#### (運用の中止)

- 第7条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの運用を中止できるものとする。
- (1) 本サービスのシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおり実施できなくなった場合
  - (3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) その他、市が本サービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 本サービスの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市は一切責任を負わないものとする。

#### (免責)

- 第8条 本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報の内容等については、市は一切保証しないものとする。
- 2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、市は一切責任を負わないものとする。
- 3 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パソコンコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があつても、市は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。
- 5 市は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MACアドレスの管理を行う場合があり、これにより特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第9条 市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

#### 附 則

この規約は、令和4年4月28日から施行する。

(別表) 利用場所及び利用時間

| 施設名   | 利用時間       | 備考                 |
|---|------------|--------------------|
| 大田市役所本庁舎、温泉津支所、仁<br>摩支所、まちづくりセンター（27<br>施設） | 8：30～22：00 | 1回あたりの連続利用時間は4時間以内 |